

泉区地域防犯カメラ修繕等補助金交付要綱

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 泉地振第 1342 号(泉区長決裁)

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、自治会町内会等が設置した道路等の公共空間を撮影する地域防犯カメラの修繕・更新費用の一部に対し、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金（以下「補助金という」）を交付することにより、地域の防犯活動の支援及び防犯に対する意識の向上に資することを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 2 自治会町内会等 次に掲げる泉区内の団体とする。
- (1) 町、丁目の全部または一部を単位とする一定区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、自主的に運営されている自治会町内会。
 - (2) (1)の自治会町内会をもって構成される地区連合町内会。
 - (3) (1)及び(2)に規定される団体のうち、年度途中で新たに設立し、区長が設立に関する書類を受理した団体。
 - (4) (1)及び(2)に規定する団体のうち、年度途中で既存の団体から分離独立し、区長が設立に関する書類を受理した団体。
- 3 地域防犯カメラ 地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における不特定多数の動向を撮影、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影の録画機能があるもの。

(補助対象団体)

- 第 3 条 この要綱に基づく補助金の交付対象団体は、継続的かつ計画的に地域の防犯に係る活動を行う自治会町内会等（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象経費)

- 第 4 条 この要綱における補助対象となる経費は、補助対象団体が管理する地域防犯カメラの画像記録部劣化に関する費用とする。
- (1) レコーダーのハードディスク修繕・更新
 - (2) カメラ内蔵の SD カード修繕・更新
 - (3) その他区長が認めるもの

(補助金額)

- 第 5 条 前条の規定に基づく補助金額は、当該年度の予算の範囲内とし、次のいずれかの小さい額を限度とする。
- (1) 対象経費に 10 分の 9 を乗じて得た額（千円未満切捨て）
 - (2) 30,000 円

(補助金の交付申請)

- 第 6 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により区長が定める補助金交付申請書の提出期限は、原則として当該年度の 1 月末日とする。
- 2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする補助対象団体等は、

工事着手前に、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置場所及び撮影範囲を示した地図
- (2) 防犯カメラ設置現況の写真
- (3) 修繕費見積書の写し
- (4) その他特に区長が必要と認めた書類

4 補助金規則第5条第3項の規定により、区長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第5条第2項第2号に規則するものとする。

(交付決定通知)

第7条 区長は前条で定める申請があったときは、書面及び現地調査等に基づいて審査し、補助を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

2 補助金規則第8条の規定に基づく交付の決定の通知は、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により行うものとする。

3 区長は、補助金の交付をしないことと決定したときは、申請者に対し、速やかに、その旨を、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金規則第9条第1項に規定する補助金交付申請の取下げの期日は、第6条に定める交付申請書を提出した補助対象団体が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日までとし、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金申請取下げ書（第4号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金交付の決定の取消し等)

第9条 区長は補助金規則第19条第1項に基づき補助金の交付の決定を取り消すことができる。取り消した場合は、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金交付の決定の取消等通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助対象団体が区長への報告に用いる書類は、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金完了報告書（第6号様式。以下「修繕等完了報告書」という。）により行うものとする。

2 前項の修繕等完了報告書には請求書、請求内訳書及び領収書の写しを添付しなければならない。

3 修繕等完了報告書の提出期限は、事業完了後30日以内とする。

(補助金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金額確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

(補助金交付の請求)

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、泉区地域防犯カメラ修繕等補助金請求書（第8号様式）により行わなければならない。

(補助金の交付時期)

第 13 条 補助金は、補助額を確定後に交付するものとする。

(調査の実施)

第 14 条 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付対象修繕等について、補助対象団体に対して資料の提出を求める等の調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第 15 条 区長は、補助対象団体が虚偽又は不正な方法で補助金の交付を受けたことが判明した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は泉区長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。